

図書館でコピー(複写)できるのは、

図書館の資料だけです。

著作権法第31条の範囲内で複写することが可能です。私物などのコピーはできません。

著作権法第31条では、図書館が「利用者の求めに応じ、その調査研究の」ために必要な複写物を提供できるとされており、複写できる範囲を「著作物の一部分」と規定しています。

(憲法、法令、地方公共団体の告示、訓令、通達、裁判所の判決などには、著作権はありません。)

複写ができる範囲については右をご覧ください。

(図書館等における複製)

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

1. 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を1人につき1部提供する場合
2. 図書館資料の保存のため必要がある場合
3. 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条の2第4項において同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

## 【複写ができる範囲】

### 図書資料

ひとつの著作物(作品)の半分まで

### 雑誌・新聞

「最新号の雑誌・新聞」の論文や記事は次号が発行されるまで

ひとつの記事の半分まで

### 地図

一枚ものの地図はその半分(国土地理院の地図は全て可能)

地図帳は1冊の半分まで

住宅地図は見開きの半分まで

※ 同一部分を2枚以上複写することはできません。

## 【利用料金】

複写方法	色	大きさ	金額
コピー	白黒	B5	10円
		A4	10円
		B4	10円
		A3	10円